

## 選挙運動と情報発信

今回の参議院議員候補者予備選挙における選挙運動については、その実施要綱で「候補者及び特別党員が行う選挙運動は禁止する」旨決定されています。

これは、一般党員の自由な意思表示を尊重したいということと、行き過ぎた選挙運動は公職選挙法上の問題が生じる可能性もあることから禁止の扱いとしたもので、令和4年に実施した大阪市長候補者予備選挙の制限に合わせています。

なお、一口に選挙運動といっても、千差万別の議員活動の中で判断することは難しい面があるところから具体的な活動別に下記のとおり線引きを行いましたので、これを参考にご判断ください。それでも疑問がある場合は、当委員会にお問い合わせください。

また、他の特別党員等の活動で違反の疑いがある場合も当委員会に情報提供をしてください。違反者に対しては、中止勧告、注意、警告を行うとともに、併せて「選挙における非公認」等の処分対象とすることがある。

## 【候補者が行う活動】

|           |   |    |
|-----------|---|----|
| 選挙運動      |   |    |
| ポスター等の掲示物 | 文書や演説の内容に、投票依頼の文言（言葉）がない場合であっても、「予備選挙に立候補する」「予備選挙候補者」「公約」「国政への抱負」といった選挙関連の文言（言葉）があれば選挙運動とみなす。 | 禁止 |
| ビラ等の配布物   |   | 禁止 |
| 街頭演説・演説会  |   | 禁止 |
| SNS等による発信 |   | 禁止 |

※現時点で、SNS等により上記内容を発信している場合は、直ちに削除してください。

|           |   |     |
|-----------|---|-----|
| 政治活動      |   |     |
| ポスター等の掲示物 | 日頃の政治活動の延長としての活動であれば禁止しない。<br>日頃の政治活動の延長かどうかは、時期、枚数、態様等により総合的に判断する。 | 原則可 |
| ビラ等の配布物   |   | 原則可 |
| 街頭演説・演説会  |   | 原則可 |
| SNS等による発信 |   | 原則可 |

## 【候補者以外の特別党員が行う活動】

|           |   |    |
|-----------|---|----|
| 選挙運動      |   |    |
| ポスター等の掲示物 | 文書や演説の内容に、特定候補者への投票依頼の文言（言葉）がない場合であっても、「予備選挙候補者の紹介」「●●候補者を応援する」といった選挙関連の文言（言葉）があれば選挙運動とみなす。 | 禁止 |
| ビラ等の配布物   |   | 禁止 |
| 街頭演説・演説会  |   | 禁止 |
| SNS等による発信 |   | 禁止 |

|            |                         |     |
|------------|-------------------------|-----|
| 政治活動       |                         |     |
| ポスター等の掲示物  | 候補者との二連ポスター、ビラ等の合同作成、議会 | 原則可 |
| ビラ等の配布物    | 報告会、統一行動デー等の活動は禁止しないが、予 | 原則可 |
| 街頭演説・演説会   | 備選挙関連の文言は勿論、日頃の政治活動の延長と | 原則可 |
| SNS 等による発信 | とられない態様であれば禁止する。        | 原則可 |

**【一般党员が行う選挙活動】**

原則制限をしないが、活動の程度によっては禁止要請を行うことがある。なお、これが特別党员の指示、要請であれば、当該特別党员の選挙運動違反として処罰の対象とします。